

## 東京医療保健大学非常勤教授等の称号付与規程

(趣旨)

第1条 この規程は東京医療保健大学（以下「本学」という。）における非常勤教授及び非常勤准教授称号の付与に関し必要な事項を定めるものとする。

(称号の種類)

第2条 称号の種類は、非常勤教授及び非常勤准教授（以下「非常勤教授等」という。）とする。

(称号の付与対象者)

第3条 非常勤教授等の称号は、本学、専任教員以外で、経歴及び研究業績または教育実績等を勘案しこれを付与することができる。

(選考)

第4条 非常勤教授等の選考は、大学経営会議が行う。

(選考基準)

第5条 非常勤教授にあつては、東京医療保健大学教員選考規程第6条に基づく教授と非常勤准教授にあつては、選考規程第7条に基づく准教授と同等以上の資格があると認められる者とする。

(称号付与の期間)

第6条 非常勤教授等を委嘱する期間は1年以内とし、更新を妨げないものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月16日から施行する。